

議案第 1 号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 かわさき産業デザインコンペ審査委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

かわさき産業デザインコンペ審査委員会を廃止するため、この条例を制定するものである。